

一般社団法人 柔道整復教育評価機構

# 第三者評価 実施要項

(令和5年度版)

令和5年7月

## はじめに

この要項は、一般社団法人柔道整復教育評価機構（以下「機構」という。）が行う令和 5 年度の第三者評価の概要と手順を示したものです。

機構は、今回の評価の前段階として、令和 4 年度柔道整復師養成施設指定規則及び指導ガイドラインの遵守状況について、会員校に対し機構版自己チェック表による自己評価を求め、改善事項がある場合には改善計画の提出を求め、提出校の改善状況を確認しました。

今回以降の機構の評価においては、柔道整復師養成施設指定規則及び指導ガイドラインの遵守状況についての評価項目を内包し、他の評価項目と同様に自己評価報告書の内容について、各項目のエビデンスについての精査や訪問調査による検証を行うこととなります。

また本評価は、柔道整復師養成分野の専門学校における「分野別評価」であると同時に、教育活動や学修成果の他、経営や組織運営、財務等専門学校としての活動やしくみ全般を評価する「機関別評価」でもある「統合的評価」となっています。

評価対象校が柔道整復師養成分野の他に学科を有しているときは、統合評価における機関別評価の部分を、特定非営利活動法人職業教育評価機構に評価を委託することとなります。

さて令和 5 年度の第三者評価は、「柔道整復教育評価機構 評価基準書 Ver.1.0」に基づいて行います。

評価事業の運営方法や実施スケジュールなどは、これまで他機関が実施した評価の経験を踏まえ、かつ、適切な評価が実施できるよう評価対象校の状況も考慮しながら計画いたしました。

専門学校の第三者評価は、高等教育機関としての諸要件等を備えているかを学校自ら点検し、自己評価の上作成した所定の「自己評価報告書」に基づき行います。

第三者評価の結果は、機構から公表しますが、受審校が自ら公表することによって、当該学校の教育活動への理解と信頼の向上が期待されています。

専門学校等の教育内容は、実践的な職業教育を主として行うという他の教育機関と異なる特徴ある側面を持っています。このことから評価の観点では、評価対象校の卒業生が活躍する業界や職種等において、今、現に求められている人材像や必要としている知識・技術・技能に基づき学修成果目標が定められているか、その目標達成のために有効なカリキュラムが定められているか、そして適切な教育活動の結果、十分な学修成果が得られているか、という点を重要視しています。

また、「職業実践専門課程」の認定校については、各認定要件への対応を専修学校教育の質の保証・向上を図るための積極的な取組みとして評価するため、認定要件への取組内容の記述に基づき、確認を行うこととします。

機構が行う第三者評価は、柔道整復師養成専門学校の質保証と向上を目指すものですが、このような実践的な職業教育ならではの評価基準を打ち立てることで、本分野の専門学校教育の強みをより社会に明示することになると考えています。

令和 5 年度の第三者評価の実施にあたり、改めて評価の意義や目的をご理解の上、多くの学校が受審されるよう期待しています。

# I 第三者評価の目的と基本方針等

## 1 第三者評価事業の目的

- (1) 柔道整復師養成専門学校の教育の質・水準の明確化
- (2) 柔道整復師養成専門学校の教育の質・内容の向上
- (3) 柔道整復師養成専門学校の社会的認知の向上
- (4) ステークホルダーとの協同関係の向上
- (5) 学校選択への利便性提供

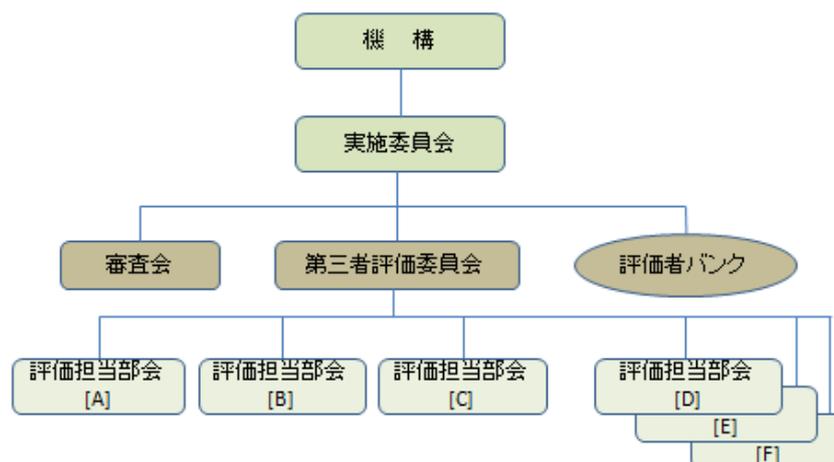
## 2 評価基本方針

- (1) 「柔道整復教育評価機構 評価基準書 Ver.1.0」に基づく評価
- (2) 機構が定める自己評価表による自己評価に基づき、  
かつ、参照資料などエビデンスの検証を重視する評価
- (3) 柔道整復師・識者など専門学校以外の評価者も含む評価
- (4) 透明性・公開性の高い評価

## 3 評価の対象となる学校の要件

令和5年4月に、完成年度後（設置している課程、学科の卒業年次に達してから）  
1年以上経過している学校を評価の対象とします。

## II 評価の実施体制



※評価担当部会は評価を受ける学校ごとに設置する。

### 1 実施委員会

第三者評価事業の運営全般を担当し、理事会が選任する若干名で構成します。

### 2 第三者評価委員会

柔道整復師業界関係者、識者、柔道整復師養成分野専門学校関係者から各1名計3名で構成。委員の選任は理事会で行います。

### 3 評価担当部会

部会ごとに、柔道整復師養成分野専門学校関係者(教務部長以上)2名、柔道整復師業界等関係者2名、学識者1名、公認会計士1名、計6名の評価委員で構成されます。

評価を受ける学校の専門分野(専門学校全8分野)が3分野以上となる時、または柔道整復師養成分野以外の学科をもつ学校が受審する場合には、増加分に対応した同分野の関連業界関係者の評価員を増やします。評価委員選任は実施委員会で行います。

### 4 評価者

会員校や関連業界などに評価者の推薦を依頼し、評価者候補として予め登録した(評価者バンク)評価者を中心に評価を行います。登録者は専門学校等第三者評価事業の意義、概要、評価の方法など、評価をするための研修等を受講します。

### 5 審査会

評価結果を通知後、学校から異議申し立てがあった場合に、審査内容を精査します。

機構の理事会が選任した3名(実施委員会、第三者評価委員会、担当部会の各委員は対象外)で構成します。

### Ⅲ 評価基準と評価結果

#### 1 評価基準

評価基準は「評価基準書 Ver.1.0」を適用して行います。

#### 2 評価基準設定の考え方

- (1) 関連法令や設置基準、柔道整復師養成施設指定規則及び指導ガイドラインをクリアしているか
- (2) 教育内容、教育活動等が柔道整復師養成分野の関連する業界や職種における人材要件（知識・技術・人間性）に基づくものであるか
- (3) 一般に高等教育に求められる事項や水準を満たしているか

#### 3 評価基準の構成

基準1～8（大項目）及び点検項目35（中項目）小項目、評価の観点、チェック項目の5層の構成になっています。大項目及び中項目は次ページのとおりです。

評価の単位は中項目毎に基準を満たしているか否かを行います。評価を行う上でのポイントとなる具体的な事項を小項目として設け、また、それぞれの観点とチェック項目を設けて評価を行います。

（例）大項目「基準2 教育活動」の中項目【教育理念・目的・目標に沿った教育課程の編成方針】には「小項目」として ①教育理念・目的・目標に沿った教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか ②指定規則・指導ガイドラインの位置付けを明確にしているか ③教育課程は専攻分野における学修成果（アウトカム）を得られるように編成しているか が設けられています。

小項目、チェック項目においては、他の中項目での内容が重複する場合がありますが、評価対象となる中項目の内容に沿った観点で評価を行います。

職業実践専門課程の要件を問う内容もありますが、認定を受けていない学校については、回答不要です。

#### 4 評価の最終表現

総評及び大項目毎にコメントを示します。

35の中項目ごとに、「可（基準を満たしている）」、「要改善（基準を満たしていないとはいえませんが、改善を要する）」、「否（基準を満たしていない）」の評価結果とその理由についてコメントを示します。

考え方) 課題認識しており、組織としての取り組みあり	→可
課題認識しており、組織として取り組んだが成果が上がっていない	→要改善
課題認識していない	→不可
課題認識しているが、組織として取り組みに着手していない	→不可

## 5 修了証の交付と評価の有効期間

評価対象校へ第三者評価を修了すると、修了証として評価の有効期間を明記した修了マークを交付します。

評価の有効期間は5年間で、評価を行った年度の4月1日から、5年目の3月31日です。

### 令和5年度 柔道整復師養成分野 第三者評価モデル Ver.1

大項目	中項目	
1.教育理念・目的・目標	【1-1】	教育理念・目的・目標
	【1-2】	育成人材像と関連業界の人材ニーズ
	【1-3】	入学者の受入れ方針
2.教育活動	【2-1】	教育理念・目的・目標に沿った教育課程の編成方針
	【2-2】	専攻分野における業界等との連携体制を確保した教育課程の編成
	【2-3】	卒業後のキャリア形成への適応性、効果
	【2-4】	授業の実施
	2-4①	①運営・評価・改善
	2-4②	②専攻分野における臨床実習の実施
	2-4③	③専攻分野における実践的な職業教育の実施
	【2-5】	教員体制（兼務教員も含む）
	【2-6】	専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備
	【2-7】	学生募集、入学選考
3.学生支援	【2-8】	成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準
	【3-1】	学生の健康管理
	【3-2】	学生相談
	【3-3】	学生生活の支援
	【3-4】	退学率の低減
	【3-5】	学生の意見・要望への対応
4.学修成果	【3-6】	卒業生への支援
	【4-1】	専攻分野の教育活動における目標と取組の成果
	【4-2】	専攻分野における就職に関する取組の成果
	【4-3】	専攻分野における資格取得率の向上と取組の成果
5.内部質保証	【4-4】	卒業生の社会的評価
	【5-1】	関係法令・専修学校設置基準、職業実践専門課程認定等の遵守と適正な学校運営
	【5-2】	学校評価の実施と結果の公表
	【5-3】	学校評価に基づく改善の取組
6.経営・財務	【5-4】	教育情報の公開
	【6-1】	設置法人の組織運営
	【6-2】	財務運営
7.学校組織・学校運営	【6-3】	監査の適切な実施と財務情報の公開
	【7-1】	学校の運営組織
	【7-2】	運営方針・事業計画
8.社会貢献	【7-3】	学校における安全対策
	【8-1】	社会貢献・地域貢献
	【8-2】	ボランティア活動

## IV 評価のステップ

### 1 評価担当部会による評価

学校毎に設置した評価担当部会は、最初に評価を担当し、第三者評価報告書の原案を作成します。評価は以下の3つの方法で行います。

#### (1) 書面審査

部会委員が自己評価報告書の記述内容、参照資料を精査します。具体的には、小項目毎の観点やチェック項目に沿って中項目ごとの記述内容と参照資料により確認することにより、記述内容の不明点、不足資料、確認を要する点などを整理し明確にします。

#### (2) ヒアリング調査

部会委員は機構が指定した場所で、学校関係者に対して、書面調査時における不明点などの確認、不足する資料の有無や再提示の依頼、評価書の記述を裏付ける調査などを行います。

#### (3) 訪問調査

点検項目のうち、実際に学校において確認を要する内容については、部会委員が学校に出向き、学校関係者との意見交換等を通じて調査・確認します。

学校側の出席者は、学校長のほか学科長、自己評価の責任者など機構からの質問に対して責任を持って回答することができる教職員に参加をお願いします。

以上の調査を踏まえ、35項目の点検項目(中項目)の評価と総評についての担当部会のコメントを内容とした評価書原案を作成し、第三者評価委員会に提出します。

### 2 第三者評価委員会による評価

学校による自己評価報告書及び参照資料と評価担当部会の評価とその内容を記した評価原案に対し担当部会の評価の妥当性、論理性、公平性などを検討し、問題点があれば、担当部会に確認や追加説明などを求めます。その上で、機構としての第一次評価を確定し、学校に通知します。

### 3 学校による異議申し立て

機構から通知を受けた学校は、評価の内容について確認し、点検項目の評価結果とコメントについて、不服があるときは、その根拠と関連する資料などを提示し、異議を申し立てることができます。

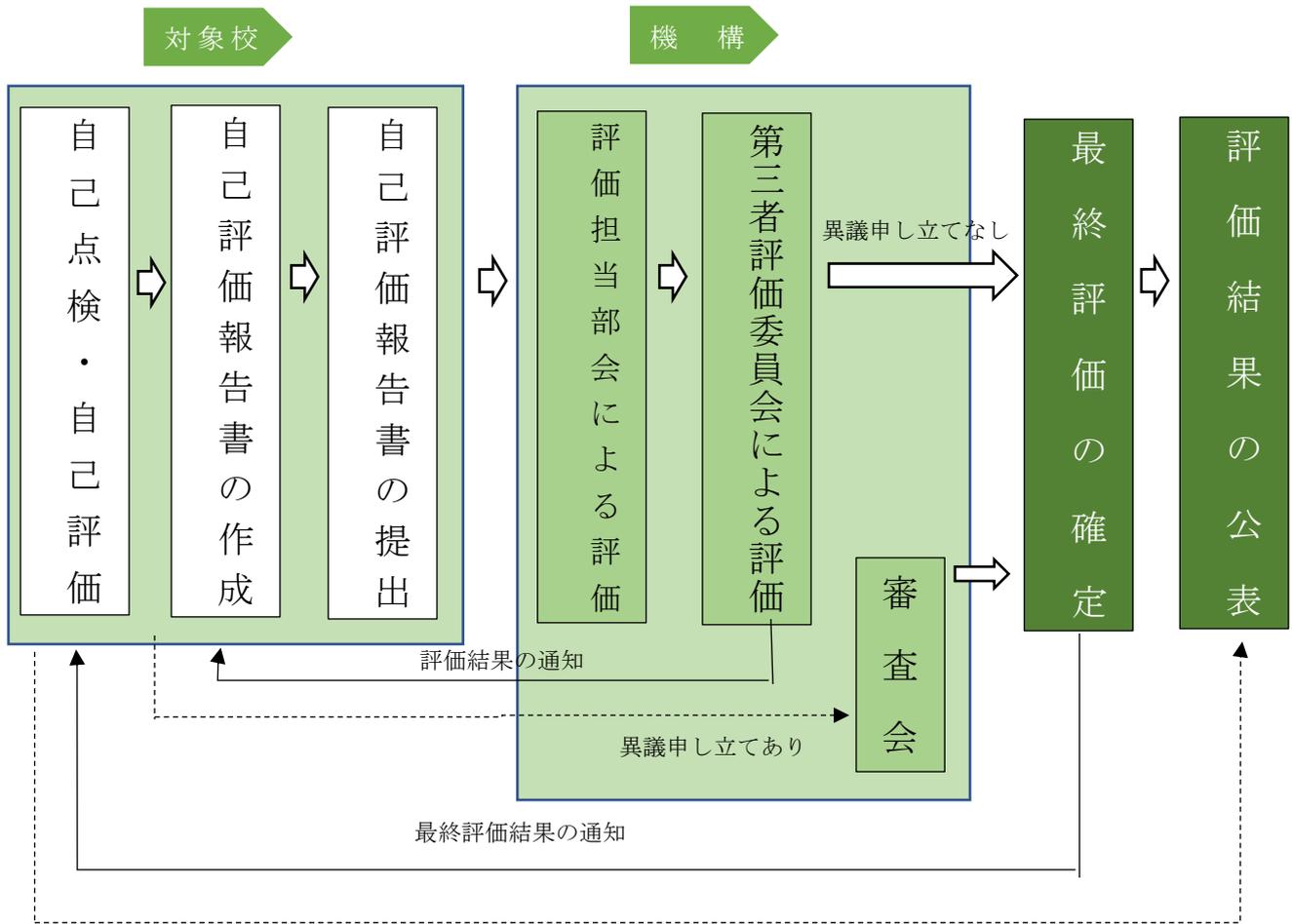
#### 4 異議申し立てに対する審査会の審査

審査会は、学校から提出された異議の内容を、自己評価報告書、機構による第一次評価と照らし合わせて審査したうえで、機構としての最終的な評価を確定します。

#### 5 実施校への通知と結果の公表

機構による最終評価は、学校側に通知します。学校は、最終評価を書面による閲覧やホームページへの掲載などの方法で公表しなければなりません。

機構は評価結果を報告書にまとめ、報道機関等へ発表するとともに機構ホームページへ掲載するなど一般に公表します。



## V 評価費用

1 基本費用 1回の第三者評価につき、150万円

### 2 追加費用等

評価を受ける専門学校の学科が、専門学校分野（全8分野）のうち3分野以上にまたがる学校の場合は、1分野増すごとに追加の費用が必要となります。

また、遠隔地への訪問調査については、交通費・宿泊費は学校の負担となります。

なお、評価費用については、別途消費税がかかります。

評価料は所定の「自己評価報告書」及び参照資料集を受領後、機構の発行する請求書に基づきお支払いください。

### 3 東京都等の補助制度

専門学校の第三者評価については、都道府県や学校団体からの補助があります。

（例）令和5年度に第三者評価を受ける東京都内の学校については、東京都から学校に対し、基本費用の半額(3分野以上の場合は追加費用の半額を追加)を補助する制度があります。

## VI 評価のサイクル

第三者評価の有効期間は、Ⅲの5のとおり、評価実施年度の4月1日から5年間としていますので第三者評価を受けるサイクルは5年ごととします。会員校は、入会年度から5年以内に原則として第三者評価を受けていただきます。

その後、第2回以降の評価は、評価を受けた翌年度から5年以内に受けていただくこととなります。

## VII 評価スケジュール

第三者評価申込期限	令和5年6月30日（金）
評価対象校への説明会	令和5年7月7日（金）
評価委員・部会業務説明会	令和5年9月27日（水）
自己評価報告書提出期限	令和5年9月29日（金）
評価担当部会による評価	令和5年11月から令和6年2月まで
第三者評価委員会による評価	令和6年3月初旬
評価実施校への通知	第一次評価決定後直ちに通知
学校による異議申し立て	第一次評価通知後2週間以内
審査会の最終評価	令和6年3月末日までに完了